

お客様各位

安心してご利用してください

平成18年2月10日から「**預金者保護法**」が施行され、偽造・盗難カード等を用いたATMからの不正な預金払戻し被害については、原則、当金庫が補償致します。

ただし、御本人に「**重大な過失**」があった場合には補償されませんのでご注意ください。

なお、詳細は『カード規定』をご覧ください。

「本人の重大な過失」となりうる場合

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をキャッシュカードの上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に上記の場合と同程度の著しい注意義務違反がある場合

キャッシュカード管理のお願い

- (1) 暗証番号をカードの上に書かない。
- (2) 暗証番号を書いたメモをカードと一緒にしない。
- (3) 暗証番号を他人に教えない。カードを他人に渡さない。
- (4) 暗証番号を生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、車のナンバーなど推測されやすい番号にしている場合はすぐ変更する。(暗証番号の変更は当金庫のATMでお客様ご自身でもできます。)
- (5) カードを入れたバッグなどを自動車などに放置しない。
- (6) 口座の残高確認、通帳記帳は最低2週間に一回は行う。
- (7) もし、身に覚えの無い取引があって残高が減っていたら、すぐに当金庫と警察に届ける。

被害発生時の緊急連絡先

土日・祝日・夜間

しんきんサービスセンター

・0120-793-714

米 沢 信 用 金 庫